

1 経緯

2 第1回湯河原町宿泊税検討委員会開催について

開催日：令和6年10月30日（水）

委員：10名（出席者7名）

議 題：(1) 宿泊税検討経緯について
(2) 宿泊税の使途について
(3) 宿泊税制度設計について
(4) アンケート（案）について

3 宿泊税導入に関する検討スケジュール（案）

内 容	令和6年度							令和7年度												令和8年度
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
総務文教福祉常任委員会	●			●		●														
検討委員会設置	●																			
検討委員会開催		①			②		③	④												
事業者アンケート				→																
宿泊者アンケート				→																
制度設計			→					→												
パブリックコメント						→														
収納管理システム検討・導入					→														→	
条例上程										●										
検察庁協議					→															
総務省協議											→		→							
事業者説明会				●						●			●		●					
宿泊税使途の検討		→												→						

宿
泊
税
開
始

参考資料1

(敬称略)

氏 名	職名・所属等	職務
石田 浩二	湯河原温泉観光協会 会長	
西山 正一	湯河原温泉観光協会 副会長	
室伏 学	湯河原温泉旅館協同組合 理事長	
高橋 延幸	湯河原温泉旅館協同組合 副理事長	
村上 一夫	湯河原町商工会 総務部長	
丸塚 順子	湯河原町商工会	
山下 真輝	株式会社 JTB総合研究所 主席研究員	委員長
政所 利子	株式会社 玄 代表取締役 湯河原町観光アドバイザー	副委員長
田邊 敦	株式会社TKP レクトーレ湯河原 支配人	
森安 亮介	慶應義塾大学 経済研究所 パネルデータ設計・解析センター / 産業研究所 共同研究員	

参考資料 2

湯河原町宿泊税検討委員会設置要綱

令和6年9月30日
湯河原町告示第80号

(設置)

第1条 湯河原町における宿泊税のあり方について検討するため、湯河原町宿泊税検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 宿泊税を含めた新たな財源確保に関すること。
- (2) 宿泊税の制度内容の検討に関すること。
- (3) 宿泊税の充当事業などの整理に関すること。
- (4) 事業者等への影響調査・対応に関すること。
- (5) 関係機関の情報収集に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、宿泊税のあり方の検討に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 観光関係団体に所属する者
- (2) 宿泊関係団体に所属する者
- (3) 商工関係団体に所属する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会議を進行する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 委員長が必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日に限り、その効力を失う。